令和7年度 就学援助制度についてのご案内

浜松市教育委員会

浜松市では、国公立小中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けております。

※学校徴収金(校納金)が免除される制度ではありません。

1 援助を受けることができる方

就学援助には「要保護」と「準要保護」の2種類の認定があります。次の条件に当てはまる方は、準要保護の認定を受けることができます(教育委員会への申込が必要です)。

準要保護者の認定基準 … 次のいずれかに該当する方

- 児童扶養手当を受給している方
- 世帯全員の所得額が、生活保護基準(改訂により変動あり)の1.3倍未満の方
 - ※ 5月末までに申込した方は令和5年又は令和6年の所得、 6月以降に申込した方は令和6年の所得で審査します。
 - ※ 所得基準額は世帯構成等によって異なります。認定基準に当てはまるかはどうかはお申 込みをいただいてから審査しますので、希望する方は、まずはお申込みください。
 - ※ 参考に、所得基準額の目安を浜松市 HP に掲載しています。 浜松市 就学援助 検索
- ※生活保護を受けている方は申込不要です(生活保護に連動して、要保護の認定を行います)。

2 援助の概要 ※支給費目及び支給限度額(制度の変更により、金額は変動することがあります)

費	B	準要保護		
		小学校	中学校	
新入学学用品費(1年生のみ)		57,060円	63,000円	
学 用 品 費		11,630円	22,730円	
通学用品費(1年生以外)		2,270円	2,270円	
校外活動費	宿泊あり	3,690円	6,210円	
(交通費・見学料)	宿泊なし	1,600円	2,310円	
通 学 費		実費相当額(上限あり)		
学 校 給 食 費		実費相当額(※保護者様に代わり教育委員会が負担します)		
体育実技用具費			柔道着または	
(部活動は対象外)			剣道具の購入費	
修学旅	行 費	全参加者が一律に負担する経費		
医療	費	学校病治療のための治療費の本人負担分(※初診時に、教育委員会が発		
		行する医療券を医療機関様に提出する必要があります)		

- ※ 「新入学学用品費」の支給を受けるためには、年度当初の提出期限までに申し込む必要があります。
- ※ 「通学費」は、片道の通学距離が小学校は4km、中学校は6km以上のバス・電車通学者が支給の対象となります。ただし、学区外通学者は対象となりません。
- ※ 「給食費」は、認定期間中の実費相当額を教育委員会が負担します。認定されるまでは給食費をお支払 いいただき、その後、認定期間中の給食費としてお支払い済みの金額を保護者様に支給します。
- ※ 学校病とは、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、 寄生虫病(虫卵保有を含む)、う歯(虫歯)を指します。
- ※ 審査後、就学援助の認定がされた場合には、その情報を地域の民生委員へお伝えします。
- ※「通学費」、「給食費」、「医療費」については、浜松市立以外の小中学校は対象外です。

3 申込方法 ※前年度に認定を受けていた方も、毎年度申込が必要です。

オンラインによる申込みか、申込書類を学校へ提出する方法のいずれかにより申込を行ってください。

A オンラインによる申込みの場合(所要時間約5分)

右記QRコードから申込ページにアクセスして申込みしてください。 浜松市HPからもアクセス可能です。※令和7年1月以降





浜松市 就学援助 検索

- B 申込書類を学校へ提出する場合
 - (1) 申込様式の入手(①又は②の方法)
 - ① 【学校】就学援助を希望する旨を学校に伝え、学校から申込様式を受け取ってください。
 - ② 【H P】 市ホームページから印刷してください。 浜松市 就学援助 検索 ※令和7年1月以降
 - (2) 申込様式と添付書類の提出

児童生徒が在籍する学校へ申込様式を提出してください。ただし、進級進学時に転校を伴う場合 や、学区以外の中学校に進学される場合は、転校先または入学後に提出してください。 兄弟姉妹が別々の学校に在籍する場合は、それぞれの学校に申込書を提出してください。

4 添付書類

多くの場合は添付書類不要ですが、下表を確認し、必要な世帯員がいる場合は添付してください。

S 135 Malicination of the Contract of the Cont							
申込者(保護者)	申込時期	住民票上同一世帯の19歳以上の世帯員(R6年度学生だった方を除く)		添付書類			
児童扶養手当を 受けている	\rightarrow			不要			
児童扶養手当を 受けていない	5月末までの 申込み	令和6年1月1日 時点の住民登録地	浜松市内	不要			
			浜松市外	令和6年度 市民税·県民税 課税(非課税)証明書			
	6月以降の申込み	令和7年1月1日 時点の住民登録地	浜松市内	不要			
			浜松市外	令和7年度 市民税·県民税 課税(非課税)証明書			

5 申込期限

- (1) 年度のはじめからの援助を希望する場合(当初認定)
 - 次の申込期限までに、オンラインにより申込みするか、学校へ申込書類を提出してください。
 - 審査結果は6月初旬~7月上旬を目途に、学校を通じてお知らせします。(不備がない場合)

一次申込期限 令和7年3月14日(金) 最終申込期限 令和7年4月25日(金)

- (2) 年度途中からの援助を希望する場合
 - 上記申込期限後でも、年度途中(12月末まで)の申込が可能です。(オンライン申込も可)
 - ただし、その場合は申込日以降にかかる費用のみが支給対象となります。
 - 審査結果は申込日の翌々月までに学校を通じてお知らせします。(不備がない場合)

6 就学援助費の支給時期・方法について

- (1) 支給時期 8月末、1月末、3月上旬に分けて支給します。 ※目安ですのでご了承ください。
- (2) 支給方法 支給方法は2つあります。就学援助の申込時に、どちらか一方を選択してください。
 - ① 教育委員会から保護者様の金融機関口座へ直接振り込む方法
 - ② 教育委員会から学校長口座に振込を行い、保護者様には学校長を通じて支給する方法
 - ※ ②の場合、学校から保護者様への受渡しの時期・方法については、学校へご確認ください。